

「摂津和泉播磨備中関東越後国御領知御高帳」

(一橋徳川家文書 E1-166)

この史料は、明治3年(1870)、一橋徳川家が新政府に領知を引き渡す際に作成されたとみられる文書です。

【一橋徳川家】

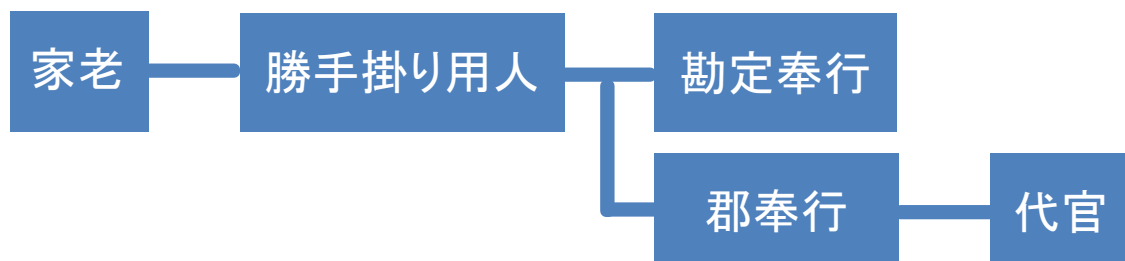
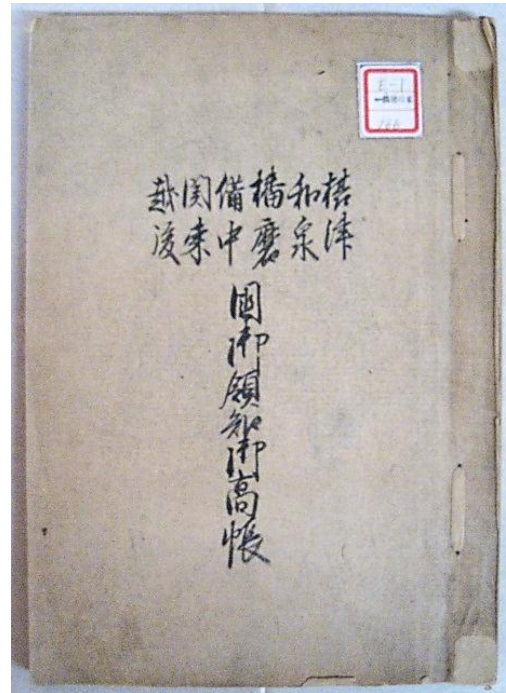
一橋徳川家は、8代将軍吉宗の4男宗尹^{むねただ}を祖とする家です。田安德川家(吉宗の次男宗武が祖)・清水徳川家(9代将軍家重の次男重好が祖)とともに「御三卿」の1つに数えられます。「御三卿」は、将軍家の庶子で、独立した大名とされず、将軍家内の部屋住すなわち将軍の身内として設けられました。

【一橋領】

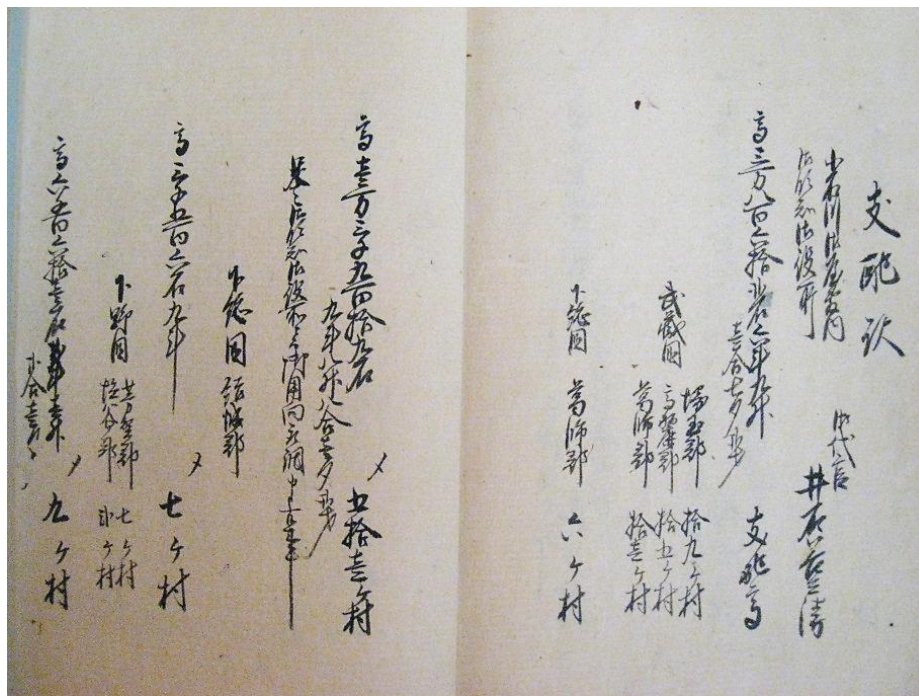
一橋領は、延享3年(1746)に播磨・和泉・甲斐・武蔵・下総・下野国に計10万石を分与されたのが始まりです。その後、寛政6年(1794)に甲斐国を遠江国に移し、同9年に武蔵国葛飾郡2か村を取り替え、文政6年(1823)に遠江国の内1万石を摂津国の内に引き替え、同10年に遠江・武蔵・下野国を摂津・備中・越後国の中に引き替えるという領知替えが行われました。一橋領は、最終的には史料の表紙にあるように摂津・和泉・播磨・備中・関東(武蔵・下総・下野)・越後国に固定され、幕末まで続きました。

【一橋領の支配組織】

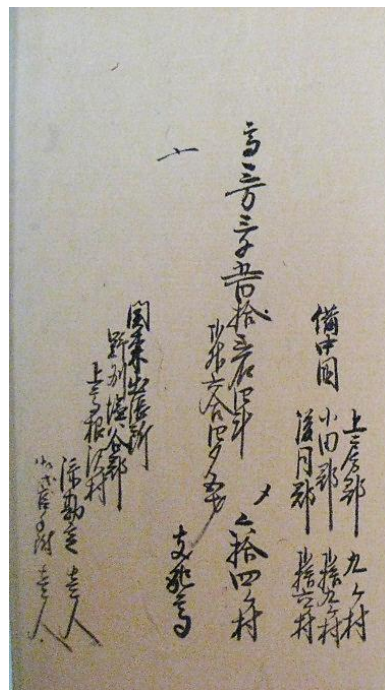
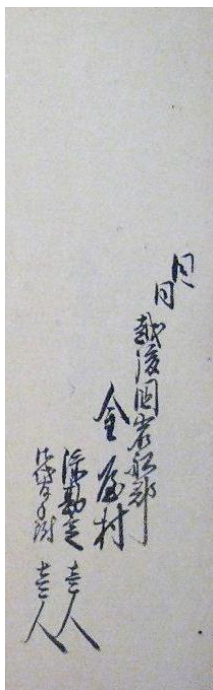
一橋領の支配組織は、家老の指揮の下、勝手掛り用人が統括し、その下には勘定奉行を長とする勘定所と、郡奉行を長とする領知方役所とがありました。そして、郡奉行の下に代官が置かれました。



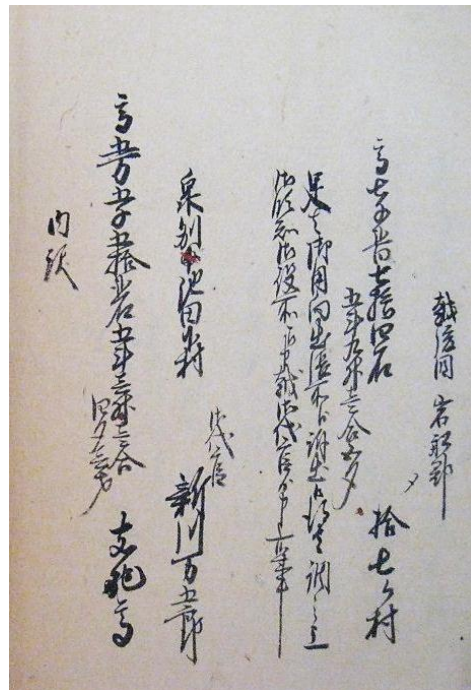
ここでは、史料中の「支配記」に注目し、一橋領の関東支配がどのように行われていたのか、その一端を紹介してみたいと思います。



「支配訳」冒頭の部分を見ると、江戸小石川邸内に「御領知御役所」があり、1名の代官が担当していたことが分かります。支配の方法は2通りで、武蔵国3郡（埼玉郡・高麗郡・葛飾郡）と下総国葛飾郡の計51か村は直接的に、下総国結城郡，下野国2郡（芳賀郡・塩谷郡），越後国岩船郡の計17か村は「出張所」を介して間接的に支配していたことが見てとれます。



(中略)



さらに、「関東出張所」は下野国上高根沢村（栃木県塩谷郡高根沢町）と越後国岩船郡金屋村（新潟県村上市金屋）の2か所に置かれ、いずれも「添勘定」，「御代官手附」を各1名ずつ現地に派遣し，実務を担当させていた様子がうかがえます。